

企業体 所在地 _____
企業体名 _____ 電気設備工事特定建設工事共同企業体 _____
代表者 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____
構成員 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____
構成員 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____

企業体 所在地 _____
企業体名 _____ 機械設備工事特定建設工事共同企業体 _____
代表者 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____
構成員 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____
構成員 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事等)

第8条 各構成員の業務及び工事の分担は次のとおりとする。ただし、分担する業務及び工事（以下「分担工事等」という。）の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担内容の変更があるものとする。

技術協力業務 商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

建築工事 企 業 体 名 _____ 建築工事特定建設工事共同企業体 _____
代表者 商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

電気設備工事 企 業 体 名 _____ 機械設備工事特定建設工事共同企業体 _____
代表者 商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

機械設備工事 企 業 体 名 _____ 機械設備工事特定建設工事共同企業体 _____
代表者 商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

2 前項に規定する分担工事等の価格については、第10条に規定する運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(特定建設工事共同企業体協定書の締結)

第9条 各構成員は、分担施工する業種の工事ごとに、特定建設工事共同企業体協定書を締結し、共同施工するものとする。

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、業務の遂行及び工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、運営委員会が作成した工程表によりそれぞれの分担工事等の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、_____ 銀行 _____ 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第13条 構成員は、その分担工事等の遂行のため、運営委員会の定めるところにより必要

な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 1 4 条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事等の価格の割合により毎月 1 回、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第 1 5 条 各構成員の連帯債務における共同企業体内部での責任区分と費用負担については次のとおりとする。

- (1) 発生した事象、発注者もしくは第三者に対して与えた損害および契約不適合について、原因者である構成員（以下「原因者」という。）が明確である場合には、原因者がそれに伴う一切の責任を負うものとし、費用を負担する。
 - (2) 前号の場合において、原因者以外の構成員が、発注者もしくは第三者に対する費用を負担した場合は、当該構成員は原因者に対してその費用を請求することができるものとする。
 - (3) 前 2 号において、原因者が複数の構成員である場合は、原則として、原因者である当該構成員における原因となった業務に関する請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとするが、原因である事象又は行為に関する事実関係を踏まえて、誠実に協議して定めるものとする。
 - (4) 発生した事象、第三者に対して与えた損害および契約不適合について、原因者が判明しない場合においては、すべての構成員が請負代金に対する持分比率に応じて費用負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
 - 3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
 - 4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 1 1 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 6 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退)

第 1 7 条 構成員は、当企業体が工事を完成する日まで脱退することができない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に関する措置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、既存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該業務及び工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり _____ 異業種特定
建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本
通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本につ
いては要件審査申請のため岩見沢市長に提出する。

年 月 日

異業種特定建設工事共同企業体 構成員

企業体 所 在 地 _____
企 業 体 名 _____ 建築工事特定建設工事共同企業体 _____

代表者 所 在 地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

企業体 所 在 地 _____
企 業 体 名 _____ 電気設備工事特定建設工事共同企業体 _____

代表者 所 在 地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

企業体 所 在 地 _____
企 業 体 名 _____ 機械設備工事特定建設工事共同企業体 _____

代表者 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印